

人権ロコミ講座10 もくじ

VOL. 1 インターネットと携帯電話

(財)世界人権問題研究センター専任研究員

本郷 浩二

1

VOL. 2 ワーク・ライフ・バランス

(財)世界人権問題研究センター客員研究員  
大阪市立大学名誉教授

竹中 恵美子

3

VOL. 3 日本社会の変化と  
異文化の受け入れ

(財)世界人権問題研究センター研究第3部長  
京都造形芸術大学客員教授

仲尾 宏

5

VOL. 4 もしも人権侵害にあったなら

(財)世界人権問題研究センター研究第1部長  
神戸大学大学院法学研究科教授

坂元 茂樹

7

VOL. 5 結婚と文化

(財)世界人権問題研究センター嘱託研究員  
大阪市立大学大学院創造都市研究科教授

野口 道彦

9

VOL. 6 刑余者の人権について

学校法人同志社総長

大谷 實

11

VOL. 7 裁判員制度

(財)世界人権問題研究センター嘱託研究員  
京都大学大学院人間・環境学研究科教授

西井 正弘

13

VOL. 8 ここのとりのゆりかご  
「赤ちゃんポスト」

(財)世界人権問題研究センター嘱託研究員  
大阪国際大学法政経学部専任講師

谷口 真由美

15

VOL. 9 障害のある女性の人権

(財)世界人権問題研究センター専任研究員

松波 めぐみ

17

VOL. 10 世界人権宣言60周年に考える

(財)世界人権問題研究センター所長  
京都大学名誉教授

安藤 仁介

19

(財)世界人権問題研究センター専任研究員 本郷 浩二

現在、携帯電話の世帯普及率は九〇%を越えており、電子メールの送受信やウェブサイトへのアクセスも可能な「ケータイ」として、通話以外の用途にも使用されています。ケータイの普及によって、インターネットは私たちにとってますます身近な存在になったといえるでしょう。ケータイで天気予報や電車の時刻表を調べ、待ち合わせのメールを送る…。そんな光景が「日常」となっている人も多いのではないのでしょうか。

ケータイが普及し、インターネットの利用がさらに一般化したことで、私たちのコミュニケーションのあり方は大きく変化しました。しかし私たちの社会はそうした

新しいコミュニケーションの形に未だ不慣れであり、そのためトラブルや問題が生じてしまうこともあります。

インターネットを介したコミュニケーションの大きな特徴は、様々な人や情報と自在につながりを持つことが可能になったという点です。インターネットによって、その時々に関心事や趣味・嗜好などに応じて自分の意見や考え方を自由に発信し、以前ならば出会わずのなかった人や情報と簡単に巡り会うことができるようになりました。それは、コミュニケーションの新たな可能性を拓くものといえるでしょう。

しかしここでは、インターネットを利用した犯罪や個人情報流出などのトラブルに巻き込まれる危険性も増加します。また、同じような意見や考え方を持った人々が素早く容易につながり合うことで、情報や議論が極端な内容になったり、立場や意見の異なる人々に対して誹謗中傷が集中したりするという問題点も指摘されています。私たちはインターネット上で、知らず知らずのうちに被害者にも加害者にもなり得るのです。

とはいえ、ケータイやインターネットそのものは私たちが取り巻く様々な道具や技術のひとつであり、それ自体は良いものでも悪いものでもありません。それをどのように使うかは、結局のところ私たち次第なのです。インターネットによって多様な情報をやりとりし、より豊かな人間関係を築くためにも、私たちはインターネットの特質について十分に理解しておく必要があるでしょう。



(財)世界人権問題研究センター客員研究員・大阪市立大学名誉教授 竹中 恵美子

ワーク・ライフ・バランスとは、仕事と仕事以外の活動が調和した状態をいう（以下WLBという）。一九九〇年代以降、ほとんどの福祉国家で提唱されている政策で、その背景には高齢化の進展、女性の職場進出や共働き世帯の増加、非典型就労者の増加、労働者の希望するライフスタイルの変化などがある。

とはいえ、世界のWLB政策の目的も、国によって特徴をもつ。例えばアメリカでは、企業経営の観点から、優秀な人材を繋ぎとめ、効率を高めることに主眼がある。これに対しヨーロッパでは、労働政策や社会政策の一環として、国が積極的に介入して進められて

きた（労働時間・出産休暇・育児休暇などをEU指令により促進）。

日本でも今日WLBは、政・労・使がともに掲げる共通語となっている。二〇〇七年七月政府の「男女共同参画会議」は、日本の長時間労働に警鐘をならす報告書を発表。続く十二月政府は、「ワーク・ライフ・バランス憲章」および「仕事と生活の調和促進のための行動指針」を発表。ここでは①週六〇時間以上の雇者の割合を現状一〇・八％から半減する。②年次有給休暇の取得率を完全取得する。③男性育児休業取得率を一〇％にするなどを、掲げている。



しかし日本の場合、政策の実現は社会的責任におくというより、個人責任に多く委ねられている。WLBの実現についても、労使間で取り組み方は異なり、使用者側は主に多様な働き方（短時間勤務、裁量労働、ITを利用した在宅勤務など）の整備に重点を置くのに対し、労働組合側は労働時間の短縮と割り増し賃率の引き上げに、重点をおいている。

ともあれ、格差社会が深刻になっている今日、WLBの実現は、企業の社会的責任や個人のチャレンジに委ねるだけでは不十分である。いま必要なことは、働き方を選択しようにも選択できない人たちが、安心してチャレンジできる社会的セーフネットをどう構築するかが、問われている。

# 日本社会の変化と異文化の受け入れ

VOL. 3

(財)世界人権問題研究センター研究第3部長・京都造形芸術大学客員教授 仲尾 宏

二〇〇七年末の外国人登録の数字をみると、その数は二百十五万人でした。この数字は日本全体の人口のおよそ一・七%、つまりおよそ五十人に一人は外国籍の人々であることを意味します。これに「帰化」という方法で日本国籍を取得した人々を加えると、その数と比率はもっと増えるでしょう。日本はすでに異なった民族の出身である人びと、そして異なった文化を背負っている人びとを包み込んだ社会となっています。

今でも日本は単一民族の国だ、という人もいます。しかし現実には在日コリアンをはじめ総人口の五十人に

一人が異なった民族、異なった文化を受けついで人びとによって成り立っているのです。このことは世界のどの国でも当たり前のことなのです。人と物、そして情報の共有が当然のことであれば、それを避けて経済や文化の進展もありえません。京都府でも五万人以上の人びとが外国籍の府民なのです。「外国人が増える」と犯罪が増える」と思っている人がいます。けれども統計をみても特別に外国人の犯罪だけが増えているわけでもありません。また、「日本人の雇用機会が奪われる」という人もいますが、現実には外国籍の人びとがいらない



と成り立たない労働現場も少なくないのです。また京都府では中国から帰国してきた人びとの生活や子どもたちの教育の問題もあります。その人びととその子どもたちが、この日本社会で安心して暮らしていける環境作りが必要なのではないでしょうか。地域でも、職場でも学校でも、すべての人びとが自分の民族的出身や文化、生い立ちをありのまま語って、それが普通に受けとめられる社会こそ、「ともに生きる社会」なのではないでしょうか。

世界の平和と紛争のないことを願うならば、足もとでそのことを実感し、日々の暮らしの中で確かめる必要がありそうです。

## もしも人権侵害にあったなら

VOL. 4

(財)世界人権問題研究センター 研究第1部長・神戸大学大学院法学研究科教授 坂元茂樹

もしもあなたやあなたの家族が、職場でのセクシャルハラスメント、夫やパートナーからの暴力、児童虐待、学校における体罰やいじめ、報道によるプライバシー侵害などの人権侵害にあったなら、どうしますか。身近に相談相手がいないとき、あなたの助けとなる機関はないのでしょうか。

諸外国に例のない制度として、日本には人権擁護委員制度があります。法務大臣が人権擁護委員法に基づいて任命した委員が全国の各市町村に配置され、法務局の人権相談所などで人権相談を受けています。一九九四年には、いじめや不登校など子どもの人権問題を

専門的に扱う「子どもの人権専門委員」が設けられ、「子どもの人権110番」が設置されました。なお、二〇〇七年には児童虐待防止法の改正がなされ、児童相談所の権限が大幅に強化され、臨検、捜索などが行えるようになりました。

人権を侵害されたときに人権擁護委員に被害の申告を行えば、委員がその人権侵犯事件について調査と情報収集を行い、相手方に対し必要な勧告を行ったり、関係行政機関へ適切な措置をとるよう通告したり、刑事訴訟法に基づき告発したりします。

女性の人権を踏みにじるストーカー行為についても



二〇〇〇年にストーカー規制法が成立し、最寄りの警察署が相談を受ける体制ができています。また、配偶者からの暴力防止や被害者の保護をめざして、二〇〇一年にはいわゆるDV（ドメスティック・バイオレンス）防止法<sup>\*</sup>が制定されました。こうした被害にあった場合には、相談窓口として、配偶者暴力相談支援センターが各都道府県の婦人相談所などに設けられています。また、虐待を受けた女性の緊急の一時避難場所として、NGOなどによる民間シェルターもあります。

もちろん、人権救済制度はあっても利用しにくいということがないように、制度を運用する側には被害者の視点に立った対応が求められます。

※正式名称は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」です。



(財)世界人権問題研究センター嘱託研究員・大阪市立大学大学院創造都市研究科教授 野口道彦

バングラデシュでは、結婚式を迎える家にイルミネーションが飾られる。披露宴には多くの人が招待される。恋愛結婚をめぐるテレビドラマが人気を呼んでいるが、現実社会では、親が薦める相手と結婚するというのがタテマエになっている。だから、イスラムの人とヒンズーの人とは、学校や職場ではなかよく付き合っているが、結婚となるとまずありえない。イスラムの人に、「もし、あなたのお子さんがヒンズーの人と結婚することになったら、賛成しますか」と質問すること自体に、現実感がない。なぜ、そんな質問をするのかと怪訝な顔をされる。宗教や出身階層が、親族ネット



ワークに根を下ろしているから、個人がそれを飛び出して生活することは、大きなリスクがともなう。

日本の社会も、少し前までは家や親族が大きな力を持つていた。それが戦後、大きく変わった。憲法では、「婚姻は両性の合意のみに基づいて成立する」となっているが、現実はそのようではない。「皆に祝福される結婚をしたい」という願望を多くの人がもつ。皆に祝福されることに越したことはないが、親に反対されたらどうするのだろうか。配偶者の方をとるのか親をとるのか、というジレンマのなかで、「親を悲しませたくない」という若者は少なくない。私個人としては、「親を悲しま

せても、配偶者の方をとる」と決断できる若者が多くなることを望んでいる。そんなことを言えば、親不孝者を育てる気かと、叱られそうだ。だが、結婚差別をなくすには、それ以外に手はない。親が反対するのは、さまざまな反対の理由があげられるだろうが、それは余計なお節介というものだ。現在も日本の社会では、子どもの結婚に賛成か反対か、親も口出しするのが当たり前になっている。子の方も、親がどう思っているのか聞こうとする。それがあまりにもあたりまえになっているので、誰もが疑問に思わない。子どもが誰と結婚しようとも、一切口出しをしない。子どもの判断を信頼しよう。

刑余者という言葉は、聞いたことがないと言う方が多いと思いますが、「広辞苑」を開いてみますと、刑余者とは、かつて刑罰を受けたことのある人、前科のある人のことをいう、とあります。特に、懲役や禁錮の刑に処せられて、その刑期を終わった満期釈放者を指します。ちなみに、人権の観点から見ますと、刑期の三分の一経過後に仮に釈放される仮釈放者も刑余者と考えてよいでしょう。

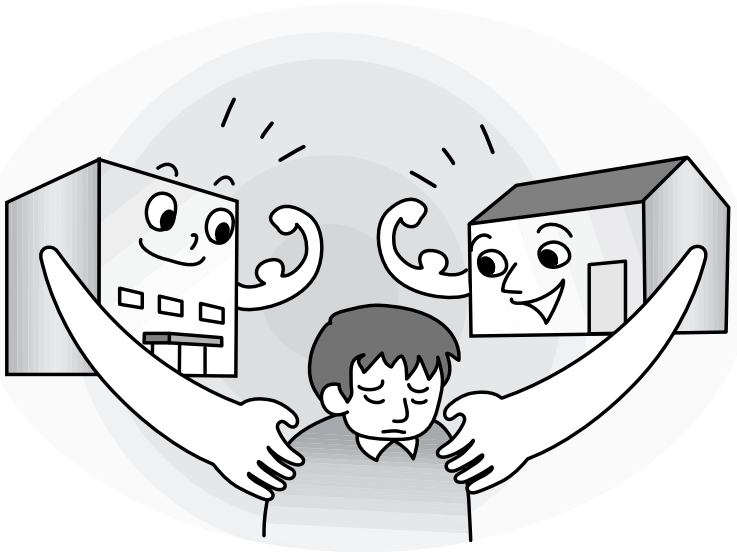
刑余者の人権で最も深刻なのは、近隣や社会から受ける差別です。たしかに、罪を犯したのは本人なので、近隣や社会から白い目で見られるのは止むを得ないのかもしれませんが、

得ないのかもしれませんが。しかし、刑務所で罪の償いをしていくのですから、社会が「前科者」のレッテルを貼って差別するのは、人間としての尊厳を傷つけるものといつてよいと思います。

その差別が、具体的な形として現れるのは、刑余者の就職あるいは就労の問題です。刑務所に入られると、大半の人は職を失います。また、刑務所では作業をさせられますが、作業報奨金として受刑者が受け取るのは、一ヶ月働いて三九〇円程度ですから、出所後の生活資金を得るためには、まず働くことが大切なのに、刑余者のうち二割以上の人が就労できないので

す。その大きな理由が、刑余者としての就職差別にあるといわれています。

一方、刑余者が差別され、危険な人物と見られるのは、再犯の危険があるからだという人は数多い。たしかに、刑余者が再び犯罪に陥る例が多いのは事実です。しかし、最近の調査によると、刑余者の再犯率は、有職者が七・六パーセントなのに対し無職者は四〇・四パーセントでありまして、就労していれば罪を犯さずにすんだ人は多いのです。昨年に更生保護法が制定され、更生保護の強化、就労を含む刑余者の支援体制に大きな期待が寄せられているのですが、刑余者が円滑な社会復帰を果たすためには、国民や地域社会の理解と支援が何よりも大切だと思っております。



(財)世界人権問題研究センター嘱託研究員・京都大学大学院人間・環境学専攻教授 西井正弘

二〇〇九年五月、裁判員制度が、実施されます。今年末、あなたの名前が「裁判員候補者」として名簿に載りましたという封書が裁判所から届く場合があります。裁判所、検察庁や弁護士会も、裁判員制度の広報活動に取り組んできましたが、積極的に裁判員に参加したいという人の割合は多くはありません。法律の知識がないとか、人を裁くことは不安だという人々の気持ちの現れでしょう。では、なぜ今、裁判員制度を導入するのでしょうか。

「裁判員」は、次のように決まります。市町村ごとの選挙人名簿の中から、くじ引きで選ばれた人が「裁判員候補者名簿」に記載され（封書が届きます）、翌年に裁判所

から「呼び出し状」が届く人がいます。その場合、例外はありますが裁判所に出頭しなければなりません。裁判長などによる面接で、「辞退が認められる人」と「不公平な裁判をする恐れのある人」が除かれて、抽選の結果六人の裁判員（他に補充裁判員）が選ばれ、宣誓を行い、午後には公判が始まることになります。事件関係者や法律を専門とする人は、裁判員にはなれません。

裁判員制度の対象となる裁判は、殺人や強盗致死傷などの「死刑または無期懲役・禁錮にあたる事件」と「故意で人を死亡させた事件の一部」で、二〇〇六年の場合、刑事事件全体の三％にあたる三千件余りでした。良識を



持った市民の代表六名の裁判員は、法律の専門家である裁判官三名と共に、法廷で「公判」に臨みます。結審後、裁判官と裁判員は、別室で非公開の「評議」を行って、被告が有罪か無罪か、有罪の場合には刑の内容を決め、法廷に戻って裁判長が被告に判決を言い渡します。

国民の裁判参加は、司法についても国民主権を実現することになります。国民は、裁判員として重大な刑事事件と真剣に向き合うことによりその「責任」を自覚し、裁判官などの法曹関係者も、市民の目線を意識した判断をすることになると思います。また、犯罪の被害者（や遺族）も刑事裁判に参加する制度が実施されることになりました。広く国民が裁判に参加することによって、死刑を含む刑罰の問題や、犯罪被害者の人権についても、改めて考える機会が得られることでしょう。



(財)世界人権問題研究センター嘱託研究員・大阪国際大学法政経学部専任講師 谷口 真由美

二〇〇七年五月、熊本市の慈恵病院（理事長・蓮田太二氏）が、子どもを育てることが難しい親から、新生児を匿名で受け入れる「赤ちゃんポスト」（こうのとりのゆりかご）の運用を始めました。このポストを巡っては、「命を救う最終手段」「緊急避難」、「子捨てを助長する」「安易な育児放棄につながる」と、現在も議論が続いております。今年の三月末までに預けられた子どもは、十七人、そのうちの十人の身元が判明しており、一人が引き取りにきたと発表されています。

同病院で、このようなポストが設置された目的は、「新生児の産み捨てや不幸な中絶を減らしたい」、「妊娠出産

に悩む親の相談にのり、育児支援制度の活用や里親に頼んだり、養子縁組をしたりといった方向に結びつけること」にあります。そこで、このポストの設置に先立ち同病院は、二十四時間対応の電話相談「SOS赤ちゃんとお母さんの相談窓口」を開設しました。そこには二〇〇六年十二月から二〇〇七年十二月までの約一年間で、四百二十七件の相談が寄せられました。妊娠・出産で困った女性を、即時に無条件で受け入れる公的機関や病院は非常に少ないのです。相談に行っても、お説教されることから始まることも多く、これでは安心して身を任せられません。金銭の問題もあり、



妊婦検診に通うことのできない妊婦さんも増えてきており、産むこともままならない、産んでも育てられない、といった悩みを抱える女性が増えています。

二〇〇六年度の日本における出生数は約一〇九万人で、人工妊娠中絶件数は約二十七万件でした。全妊娠数の約二割の女性が中絶を選択していますが、このうち、何人の女性が相談場所も無いままに中絶をしたのでしょうか。

赤ちゃんポストをきっかけに、見過ごされがちな妊娠・出産期にある女性の相談・受入場所について社会の理解が深まっていくことが大切なのではないでしょうか。

(財)世界人権問題研究センター専任研究員 松波めぐみ

障害のある人の半分は女性です。しかし障害のある女性（以下「障害女性」とします）が直面する困難や差別は、障害者問題の中では軽視され、ましてや「女性の問題」として捉えられてきませんでした。

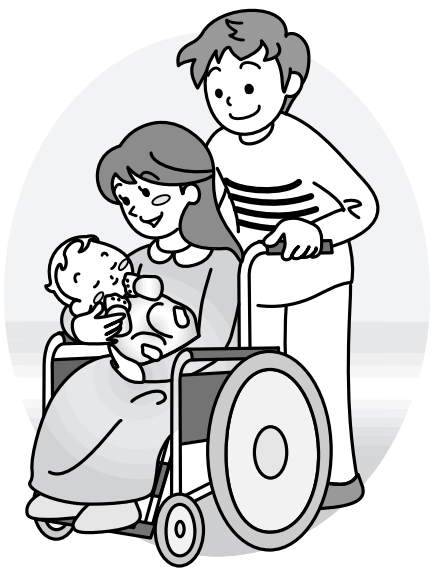
一つ例を挙げましょう。脳性まひのC子さんは十八歳の時、親から「月経をなくすための手術」と説明されて、実際は妊娠機能をなくす手術を受けました。排泄や月経時の処置に介護を要するC子さんは、他人に迷惑をかけるのだから仕方ないと思って「手術」に合意したのでした。その後C子さんは家庭をもつ夢を膨らませますが、妊娠できないことを知って衝撃を受けました。どうして

こんなことになったのでしょうか？この背景には「障害者は親になるべきではない」という優生思想、介護する側の都合、C子さんの正当な合意もなく「女性」としての性を踏みにじった障害者蔑視があります。

また、障害女性が性的虐待や性暴力を受けやすいのも大きな問題です。家庭で、病院や施設で、路上で、障害ゆえに「逃げられない」「言葉で説明できない」等の弱みにつけこんだ暴力は、発覚しただけでも相当数に上ります。しかしこうした暴力を根絶するための取り組みや、被害者支援のための体制づくりは著しく遅れています。

さらに障害女性は、障害男性と比べても学校に通ったり就職したりする率が低く、貧困に陥りやすいのが世界共通の傾向です。

二〇〇六年十二月の国連総会で採択された「障害者権利条約」には、明確に「障害女性の権利」を定めた条項があります。これは世界中の障害女性たちが声をあげ、活発に働きかけて実現しました。第六条は国に対し、障害女性が複合的な差別を受けていることを認めて取り組むことを求めています。第十六条は「搾取、暴力および虐待」の防止および被害回復に必要な支援を受ける権利を、第二十三条は婚姻や家族関係における権利を定めています。この条約を道具とし、障害女性の尊厳と権利を守るよう、法律や制度を整えていく必要があります。そしてそれが実のあるものになるかどうかは、私たち一人ひとりが関心をもち行動することにかかっています。



(財)世界人権問題研究センター所長・京都大学名誉教授 安藤 仁介

今年、世界人権宣言が一九四八年十二月十日に国連総会で採択されてから、ちょうど六〇年目に当たります。この機会に、この宣言の持つ意味を改めて考えてみましょう。

世界人権宣言は実は、第二次世界大戦前と大戦中の恐るべき人権侵害に対する反省を踏まえて採択されました。ご承知のように、大戦を連合国と戦ったドイツのナチス政権は、ユダヤ系の血を引いているというだけの理由で、自国や占領地でかれらの財産を没収し、かれらを集団収容所に入れ、種々の人体実験の対象とした挙句、最後はガス室で殺害したのです。



この思まわしい事件が二度と繰り返されないように、連合国が戦後に設立した国際連合は、その目的の一つに「人種、性、言語、宗教に基づく差別なく、すべての人の人権と基本的自由を尊重するための国際協力」を加えました。ここにいう人権の中身を示すものとして、世界人権宣言が採択されたのです。その後、国連はこの宣言に法的拘束力を与えるため、二つの国際人権規約をつくり、今日までに世界人口の7割以上を含む一六〇ばかりの国家が人権規約に入っています。また、欧州や米州さらにアフリカ大陸でも、各地域の諸国が参加する地域的な人権保障条約が結ばれており、

国のなかには、国内法の頂点に立つ憲法で、世界人権宣言の諸規定を取り入れているものもあります。

このように世界人権宣言は大戦後の世界における人権保障の中核となってきましたが、わたしは宣言の二十八条と二十九条がとくに大切だと考えています。人権の狙いは、われわれ一人ひとりが生まれ持ったいろいろな可能性をできるかぎり生かせる社会をつくることです。そして二十八、二十九両条は、そういう社会をつくることは、われわれの権利であるとともに義務である、と述べています。つまり人権の尊重される環境をつくり出すことは、われわれ自身の努力にかかっているのです。